

早川町一般廃棄物処理基本計画

令和3年6月(改定)

早 川 町

目次

I 基本的事項

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の基本的条件	3
4	計画の推進	3
5	地域の概要	4
6	関連計画等	7

II ごみ処理計画

1	ごみ処理の現状	11
2	ごみ処理の予測	16
3	ごみ処理の課題	17
4	処理基本方針及び基本目標	19
5	町民・事業者・行政の役割	20
6	収集・運搬計画	21
7	中間処理及び最終処分計画	21
8	災害ごみ対策	22

III 生活排水処理計画

1	生活排水処理体系	23
2	生活排水の処理形態別人口の推移	24
3	生活排水処理施設の状況	24
4	し尿・浄化槽汚泥処理の現状	25
5	基本方針	26
6	基本目標	26
7	し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	27

I 基本的事項

1 計画策定の趣旨

20世紀から続く大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、豊かで便利な生活を私たちにもたらしてきましたが、一方では、自然環境の破壊、地球の温暖化、大量廃棄物の発生、そして資源枯渇など、様々な地球規模での環境問題を引き起こしています。

また、廃棄物を取り巻く環境は、発生量の増加、質の多様化、最終処分場のひっ迫といった問題が生じているため、廃棄物の排出抑制、資源化といった環境負荷の少ない持続可能な社会経済システムである循環型社会を構築していく必要があります。

国では、こうした社会情勢を踏まえ、循環型社会の更なる推進を目的として、平成30年6月19日に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界を将来像に掲げ、持続可能な社会づくりを総合的に取組めるよう計画整備を推進してきた。

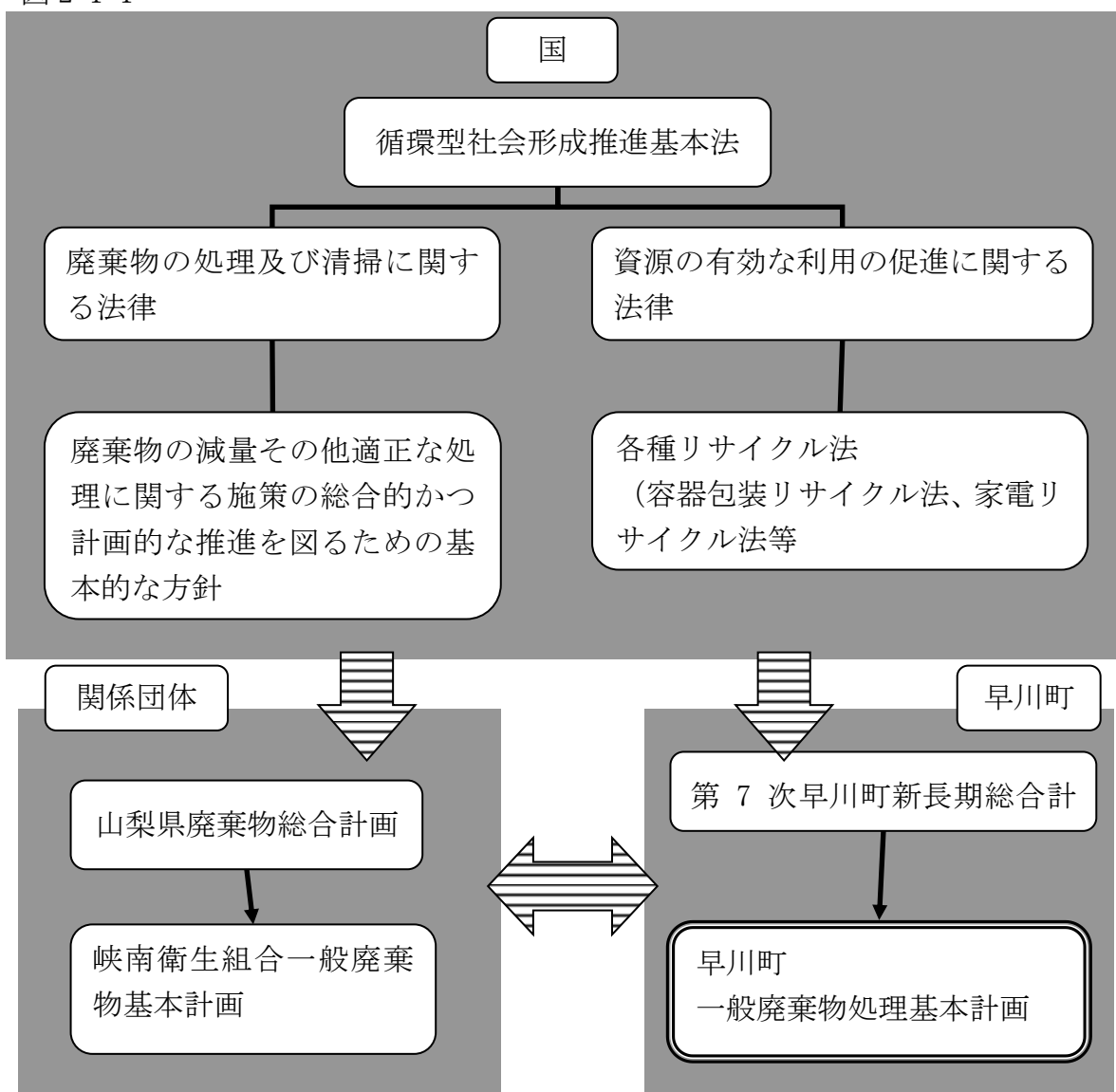
早川町（以下「本町」という。）では、循環型社会の形成に向け、ごみの排出抑制及び資源化について、具体的に数値目標を設定し、目標を達成するための施策としては3R（リデュース「排出抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」）を新設される予定のごみ処理施設の広域処理が始まるまでの間、現状の施設を使用し更に推進していきます。

町民・事業者・行政が循環型社会の形成を目指して、それぞれが相互に連携し、積極的に施策に取り組んでいくため、また、生活排水の適切な処理と水質汚濁防止を図るために「早川町一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

早川町一般廃棄物処理基本計画は、「第7次早川町新長期総合計画」（令和3年度～令和12年度）を上位計画としています。新長期総合計画では、早川の自然と生活環境の創出が基本計画として掲げられ、また、基本計画の実現に向けた取組として、「安全で安心そしてきれいな生活環境の整備に努めます。」としています。

図 2-1-1



3 計画の基本的条件

① 対象地域

計画の対象地域は、早川町全域とします。

② 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、計画の目標年次は令和13年度とします。

計画は概ね5年を目途に見直しの検討を行いますが、計画の前提となる諸条件に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画期間：令和4年度から令和13年度まで

③ 計画の構成

本計画は、「ごみ処理基本計画」（ごみ処理に関する部分）と「生活排水処理基本計画」（生活排水処理に関する部分）で構成します。

ごみ処理基本計画では、ごみ処理に関する基本方針を定め、ごみの減量化、資源化に関する計画等を策定します。

生活排水処理計画では、生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理主体別（公共下水道、合併処理浄化槽等）の処理計画、整備計画を踏まえて生活排水処理に関する基本方針を定め、し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を策定します。

4 計画の推進

① 計画の周知

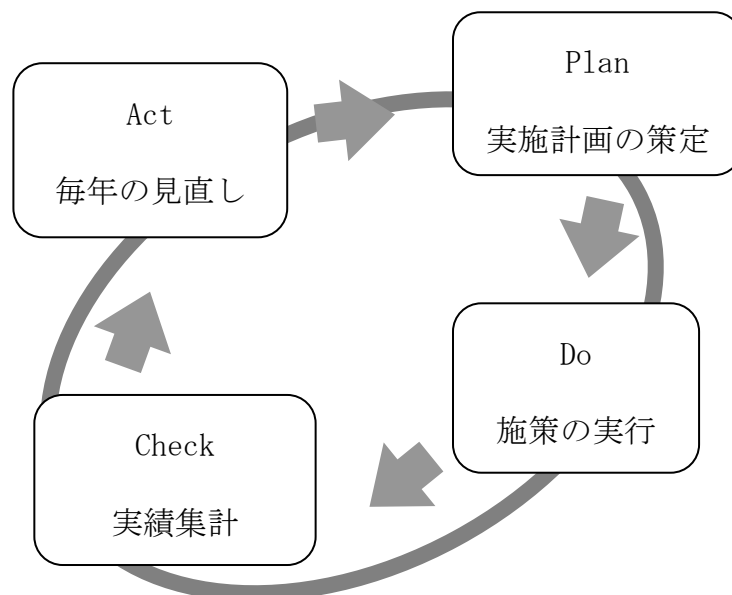
ごみの減量・資源化を推進し、本計画の目標を達成していくためには、町民・事業者・行政が協働して取り組んでいくことが必要です。そのため、本計画を広報等により広く公開し、積極的な周知に努めます。また、必要に応じて国や近隣自治体と連携を図ります。

計画の適正な進行管理及びごみ処理状況の変化に対応するために、町のごみ処理に関する最新情報を収集し、町民・事業者に対して効果的な啓発に努めます。

② 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものにするためには、取り組み状況や目標値の達成などを定期的にチェック・評価し、施策の改善を行うことが必要です。

そのため、本計画は、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的改善を図っていきます。



5 地域の概要

① 位置・地勢

早川町は、山梨県の南西部に位置し、南アルプスの山々に囲まれた自然豊かな町で、町名の由来となっている町の中央を流れる早川を中心に、大小の滝や渓谷が、美しい景観を作り出しています。東西に15.5km、南北に38km、369.96 km²の広大な面積を有し、町土の96%を森林が占めています。

町の地形を形成した大断層、糸魚川—静岡構造線が町を南北に走り、その断層露頭部が国の天然記念物に指定されるなど、地質的にも貴重な場所となっています。

また、早川町は、2014（平成26）年にユネスコが承認した南アルプスユネスコエコパークの登録地域に含まれ、南アルプスは3,000m峰が連なる急峻な山岳環境の中、固有種が多く生息・生育するわが国を代表する自然環境を有しています。

町へのアクセスについては、中央自動車道と新東名高速道路を接続する中部横断自動車道の開通により中部圏からの利便性が大きく向上することとなります。

■早川町の位置



② 人口・世帯の動き

本町において人口の減少は重要な課題の一つとなっている。流入人口を増加させ、流出人口を減少させることが望ましいが、実効性ある手立てを模索しているところである。

また、年齢階層別人口を見てみると、年少人口(14歳以下)は7.0%、生産年齢人口(15歳～64歳)は46.0%、高齢人口(65歳以上)は47.0%の割合となっている。高齢化率が高い数値となっています、今後もこの傾向がつついていくことが予測されます。

表 5-2-1 人口、世帯数、世帯人口の推移(H28～R3年毎月4月1日)

単位:人、世帯、人/世帯

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人口	1,115	1,103	1,076	1,043	1,017	979
世帯	628	629	619	604	599	574
世帯人口	1.77	1.75	1.73	1.72	1.69	1.70

表 5-5-2 年齢階層(5歳)別人口(令和2年4月) 単位:人

R2.4 現在	男	女	年齢別人口	年齢別人口割合
95歳以上	5	14	19	1.9%
90～94歳	13	30	43	4.2%
85～89歳	36	54	93	8.8%
80～84歳	26	69	97	9.3%
75～79歳	30	48	78	7.6%
70～74歳	38	43	81	7.9%
65～69歳	42	31	73	7.1%
60～64歳	35	33	68	6.6%
55～59歳	36	25	61	5.9%
50～54歳	38	22	65	5.8%
45～49歳	30	17	47	4.6%
40～44歳	28	20	48	4.7%
35～39歳	20	10	30	2.9%
30～34歳	19	19	38	3.7%
25～29歳	26	21	47	4.6%
20～24歳	19	14	33	3.2%
15～19歳	26	18	44	4.3%
10～14歳	22	14	36	3.5%
5～9歳	12	8	20	1.9%
0～4歳	9	7	16	1.6%
合計	510	517	1017	100.0%

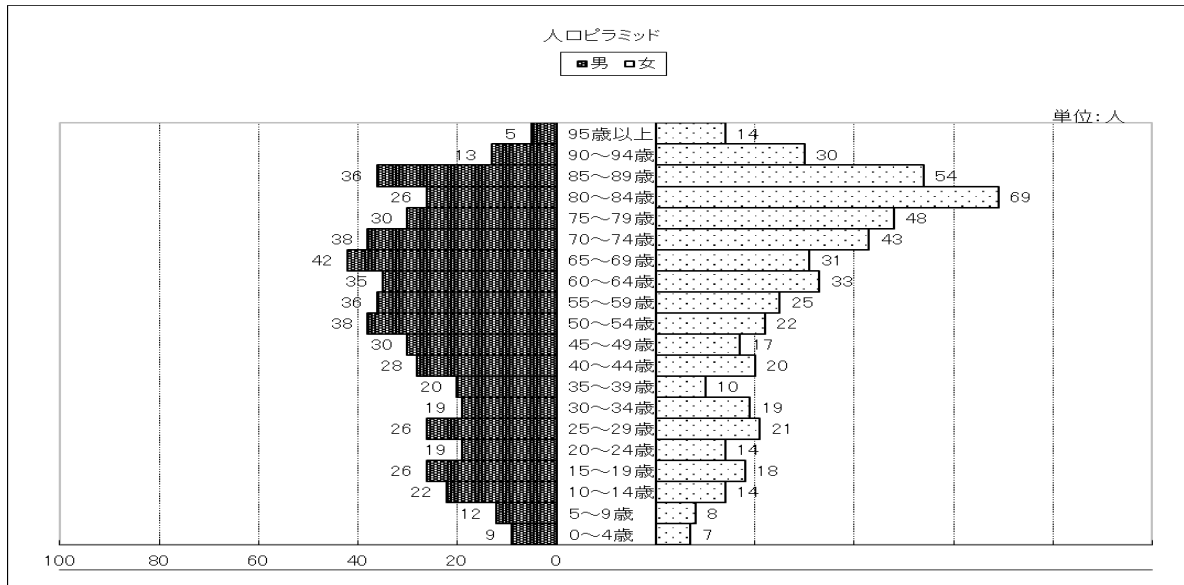


図 5-2-2 年齢階層(5歳)別人口(令和2年4月)

③ 産業の動向

早川町の産業別就業人口の構成は、第3次産業が半数を超え最も多くを占めており、2015(平成27)年では、第3次産業が74.6%、第2次産業が20.2%、第1次産業が5.2%となっています。就業人口全体で見ると、人口の減少に伴い年々減少している状態にあります。従業員数の内訳は、「宿泊・飲食サービス業」(132人)が最も多く、次いで「建設業」(116人)と観光関連の産業と建設業が町の主な産業となっていることが分かります。また、「電気・ガス・熱供給・水道業」「公務」「医療・福祉」に関わる従業員数が多いのも、早川町の特徴となります。

6 関連計画等

① 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会とは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会に変わるものとして提示された概念です。

国は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第四次循環型社会形成推進基本計画を平成30年6月に閣議決定し、環境保全が人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題となっていることを踏まえ、環境の保全に配慮した循環型社会の形成を一層推進することとしました。

第四次循環型社会形成推進基本計画の概要を次に示すこととする。

<p>持続可能な社会づくりとの統合的な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・環境、経済、社会的側面を統合的に向上 ○地球循環共生圏の形成 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○家庭系食品ロス半減に向けた国民運動 ○高齢化社会に対応した廃棄物処理体制 ○未利用間伐材等のエネルギー源としての活用 ○廃棄物エネルギーの徹底活用 ○マイクロプラスチックを含む海洋ゴミ対策 ○災害御廃棄物処理事業の円滑化・効率化の推進 ○廃棄物・リサイクル分野のインフラの国際展開
<p>地域循環共生圏形成による地域活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源生産性の向上 ・生物多様性の確保 ・低炭素化 ・地域の活性化 ・災害に強いコンパクトで強靱なまちづくり ○地域循環共生圏の形成 ○バイオマスの地域内での利活用
<p>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要なだけ提供する」 ○開発設計段階での省資源化等の普及促進 ○シェアリング等の2Rビジネスの促進、評価 ○素材別の取組等
<p>適正処理の推進と環境再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理・地域環境の再生・震災被災地の環境再生、未来志向の復興創生 ○適正処理 ○環境再生 ○東日本大震災からの環境再生
<p>災害廃棄物処理体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正、迅速な処理（平時より重層的な廃棄物処理システムを強靱化）
<p>適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資源効率性が高く、現在および将来世代の健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ○国際資源循環 ○海外展開

② 山梨県一般廃棄物総合計画

山梨県では、令和3年3月に「第4次山梨県廃棄物総合計画」を策定し、一般廃棄物や産業廃棄物の減量及びその適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の強化に加え、Renewable（リニューアブル）を推進することにより、環境への負荷を低減した循環型社会の形成を推進しています。

現状	○一般廃棄物の現状は、平成25年度の排出量は310千トンから平成30年度には299千トンへと減少。 ○産業廃棄物の現状は、平成25年度の排出量は1824千トンから平成30年度には1698千トンへと減少。
目標	○排出量：一般廃棄物の排出量を平成30年度に対し、11.0%削減 産業廃棄物の排出量を平成30年度に対し、約1%以内に抑制 ○再生利用量：一般廃棄物の再生利用量を25% 産業廃棄物の再生利用量を52%

③ 峡南衛生組合一般廃棄物処理基本計画

本町、市川三郷町（六郷地区）、身延町で構成され、ごみ処理に関する施設の建設及び運営管理を共同事務で行っている、峡南衛生組合では、循環型地域社会の構築に向け、基本的な方向を示すものとして、令和2年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しています。計画の期間は令和2年度から令和12年度までの10年間となっています。

基本方針	ごみ処理における基本方針の策定は、「山梨県ごみ処理計画」及び構成町の総合計画等の上位計画及び本圏域の現状と課題、近年の廃棄物処理を取り巻く状況等を踏まえて設定する。
計画の範囲	本組合における「ごみ処理及び処分」と「生活排水処理」に関する基本的な方向を示すものとする。
計画期間	令和2年度から令和11年度までの10年間
発生抑制・資源化計画	3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進が必要不可欠になってくる。円滑に推進していくためには、住民及び事業者の協力を得ながら構成町及び組合が共に協働しながら、発生抑制・再資源化の推進を図る。

④ 第7次早川町長期総合計画

本町の長期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成され施策推進の基盤となるシンボル施策を加えて策定されました。基本計画の計画期間は、令和3年度を初年度として令和12年度を目標年次としています。

基本計画 (施策の大綱)	「安心して幸せに暮らせるまち」「にぎわいをとりもどすまち」「雄大な自然と共存するまち」「歴史と文化が輝き、郷土愛あふれるまち」 「みんながつながり活躍できるまち」
廃棄物に関する施策	■循環型社会の構築と公害防止 ■早川らしい山村景観の整備 ■環境にやさしく暮らしやすい生活づくり

⑤早川町分別収集計画

本町では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し最終処分量の削減を図るため、分別収集計画を策定しています。

基本的方向	容器包装廃棄物の発生抑制・再使用・リサイクルを基本とした地域社会づくり すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減										
計画期間	令和2年年4月を始期とする5年間										
対象品目	容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色・茶色・その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装										
各年度における容器包装廃棄物の排出見込	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R2年</th> <th>R3年</th> <th>R4年</th> <th>R5年</th> <th>R6年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38.8t</td> <td>37.6t</td> <td>36.5t</td> <td>35.4t</td> <td>34.3t</td> </tr> </tbody> </table>	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	38.8t	37.6t	36.5t	35.4t	34.3t
R2年	R3年	R4年	R5年	R6年							
38.8t	37.6t	36.5t	35.4t	34.3t							

II ごみ処理計画

1 ごみ処理の現状

本町では、ごみの資源化と再利用を行っています。資源物として、缶・ビン・ペットボトル・古紙を回収しています。

ごみの分別区分は次のとおりです。

表 1-1-1

ごみ・資源物の区分		内 容	備考
可燃ごみ		台所ごみ・紙くず・ゴム・皮革類等	
不燃ごみ		金属類・ガラス・せともの類	
リ サ イ ク ル 品	缶類	アルミ缶・スチール缶	
	ビン類	無色ビン・茶色ビン・その他色ビン	
	ペットボトル	飲物・酒・醤油のペットボトル	
	白色トレイ	食品トレイ(鮮魚・精肉・惣菜用トレイ)	
	その他プラスチック	弁当容器・洗剤ボトル類	
	紙類	チラシ・包装用・カレンダー等	
	古紙類	新聞紙・広告・雑誌・段ボール・牛乳パック	

○ごみ処理の体系

本町では、市川三郷町(六郷地区)、身延町とともに構成する「峡南衛生組合」においてごみ処理を行っています。

表 1-1-2

(排出区分)	(処理方法)	(処分形態)	
燃えるごみ	焼却	リサイクル 人口砂	
せともの・ガラス類	破碎	リサイクル 路盤剤	
ミックス紙	選別	トイレトペーパーなど	
プラスチック製容器包装		プラスチック製品など	
古紙 新聞・雑誌広告 ・段ボール・牛乳パック		梱包	再生紙・ダンボールなど
ペットボトル		保管	繊維・結束バンド・ペ ットボトル
金物類 アルミ・スチール・その他	圧縮	アルミ原料・製鉄材料など	
ビン類 無色・茶色・その他	破碎	ガラスビン原料・タイル舗装 用骨材など	
乾電池	保管	鉄製品・水銀など	
生ごみ		発酵堆肥など	
木屑・畳	破碎	助燃剤	

○ 処理施設の概要

表 1-1-3

施設名称		峡南衛生組合
所在地		南巨摩郡身延町下田原 2548 番地
処理方法		機械化バッチ炉
処理能力		30t/日
処 理 設 備	受入・供給設備	ピックアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ式
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	ろ過集塵器及び塩化水素除去装置
	通風設備	押込送風機、白煙防止設備、誘引送風機
	灰出し設備	ダスト固化装置
	排水処理設備	炉内噴霧

○ ごみ排出量の実績

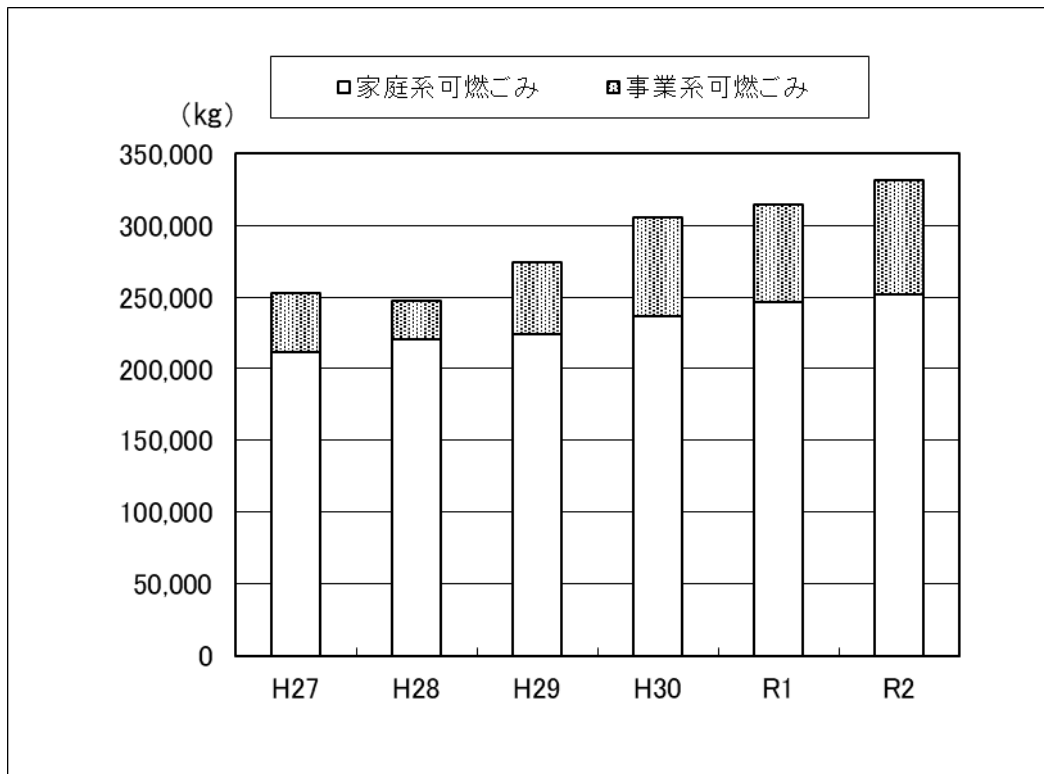
平成 27 年から令和 2 年までの排出量の実績を表 1-1-4 及び図 1-1-1 に示します。本町における、ごみの排出量は平成 28 年までは人口の減少に比例し減少していましたが、平成 29 年より増加傾向にあります。増加の要因として町内の観光事業の活性化、リニア新幹線事業の本格化による人の流入増加があると思われます。

表 1-1-4 ごみ排出量実績

(kg/年)

年度別	家庭系可燃ごみ	事業系可燃ごみ	計
H27	211,710	41,220	252,930
H28	220,650	26,820	247,470
H29	223,910	49,980	273,890
H30	236,520	69,090	305,610
R1	246,710	67,360	314,070
R2	251,500	79,820	331,320

図 1-1-1 ごみ排出量

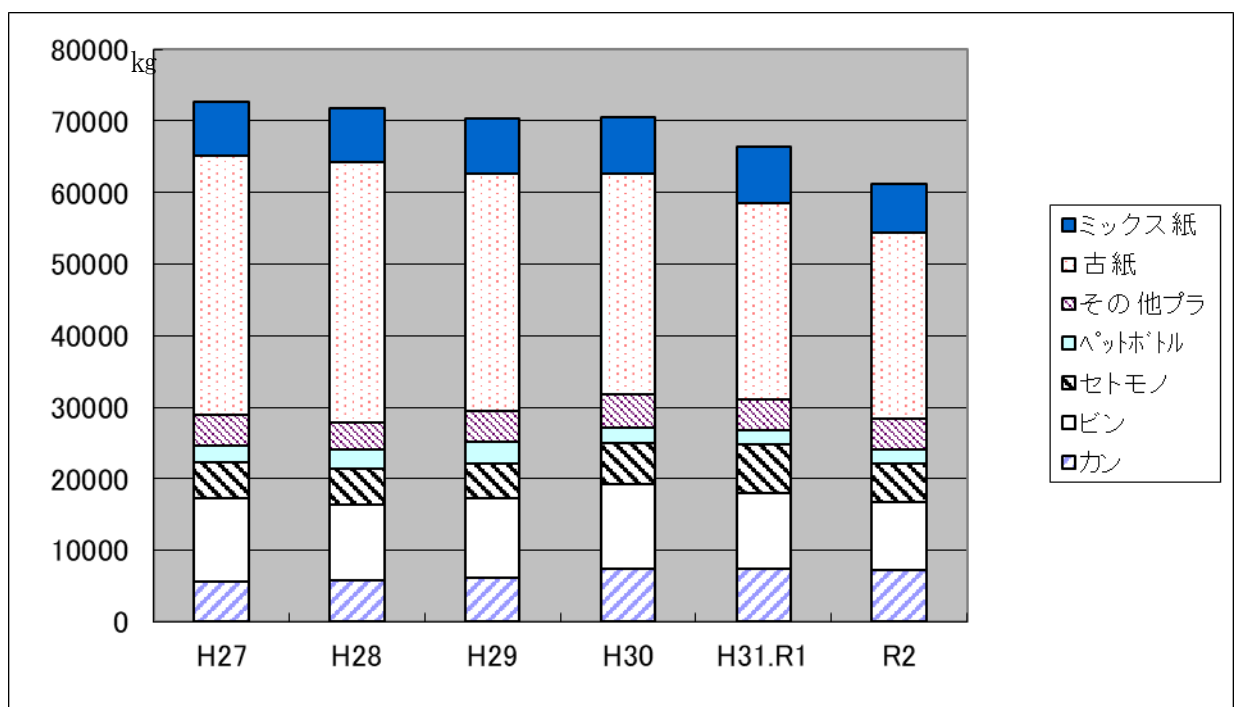


○ 本町の平成 27 年から令和 2 年における資源物収集量を表 1-1-5 及び図 1-1-2 に示します。全ての資源ごみについて緩やかですが減少の傾向にあります

表 1-1-5 資源物収集量 (t/年)

年度別	アルミ カン	スチールカン	ビン	ペットボトル	その他プラ	ミックス 紙	古紙
H27	2	3	10	2	4	8	36
H28	2	3	9	3	4	7	36
H29	2	3	11	3	4	8	33
H30	2	3	12	2	5	8	31
R1	2	3	11	2	4	8	28
R2	2	3	9	2	4	7	26

図 1-1-2 資源物収集量

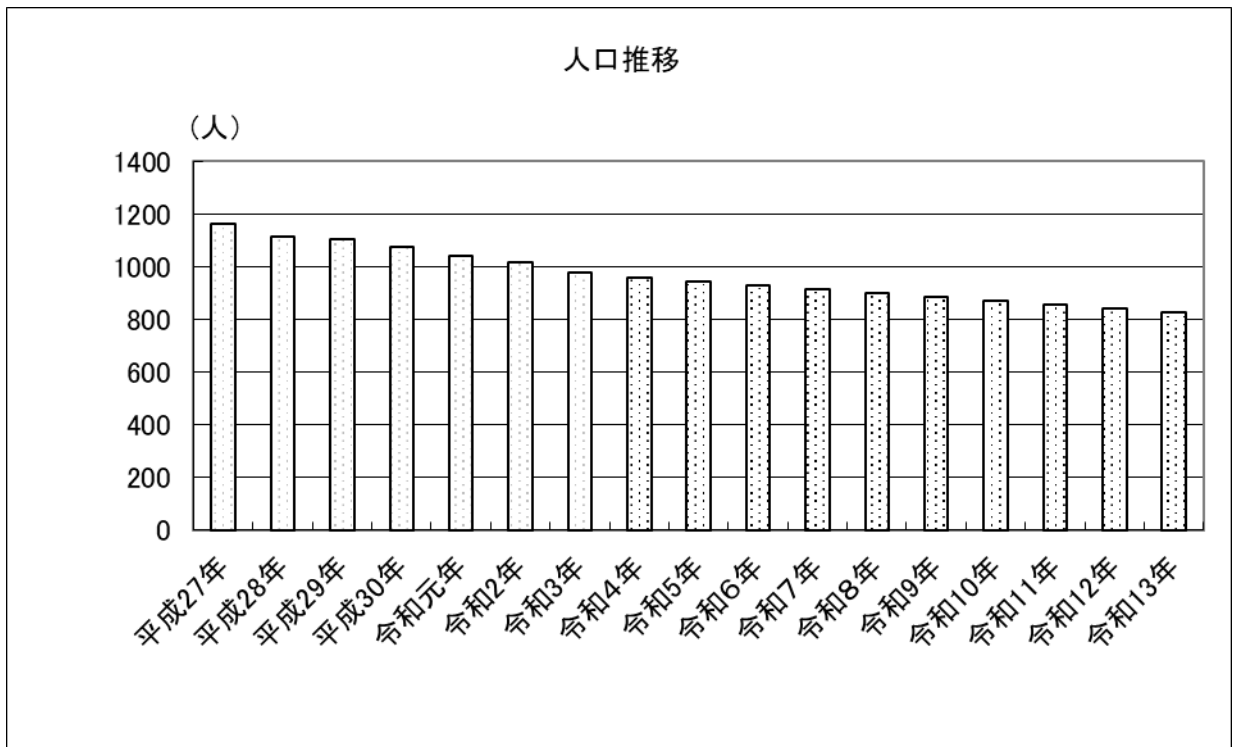


2 ごみ処理の予測

本町の平成27年から令和3年の人口推移を表に示します。将来の人口は、令和3年における人口変化率を基に一定率で減少していくものと予測します。

家庭系ごみは、人口の影響を大きく受けると考えられることから、家庭系ごみの一人一日当たりの排出量の将来予測に将来の予測人口を掛け合わせて求めることとします。

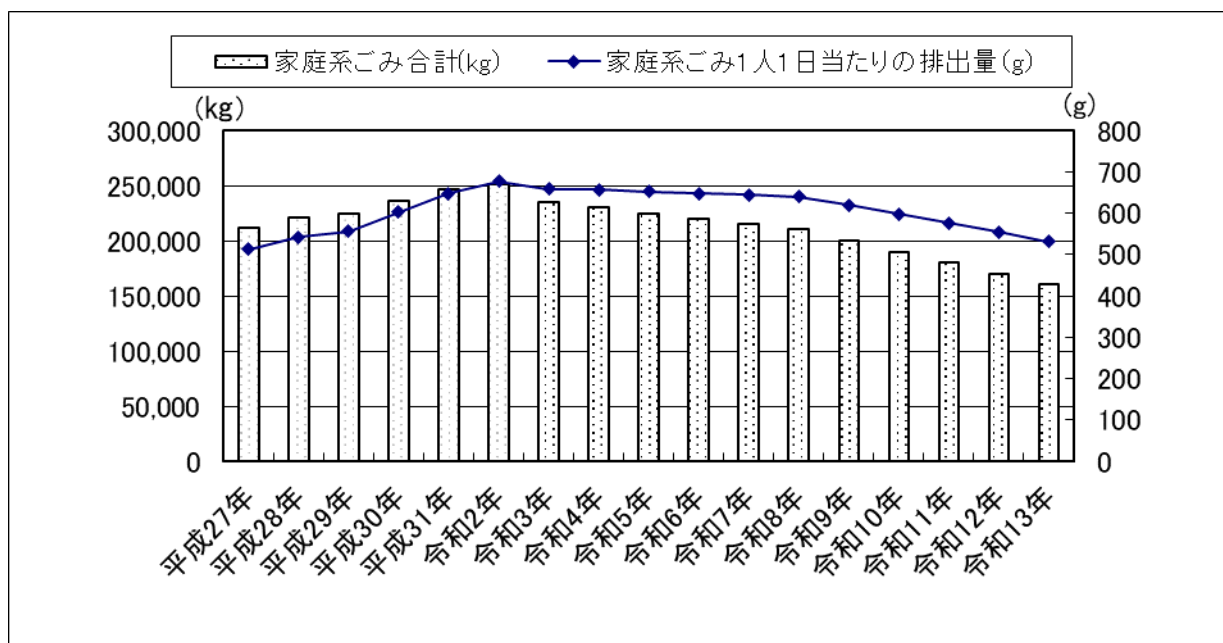
図 2-1-1 人口推移



○ごみ量原単位の推計

令和2年における本町の人口一人一日当たりの排出量原単位は、平成27年の512gから677gと増加しています。一人一日当たりの排出量原単位としては、人口減少の推移を考慮して、今後は計画目標年次まで緩やかに減少するものと推計する。

図2-1-2 家庭ごみ排出量・一人一日当たり排出量



3 ごみ処理の課題

本町におけるごみ排出処理に関する主な課題としては、以下のようなことが挙げられる。

①発生抑制の推進

私たちは、かけがえのない環境を守り、貴重な資源を次世代に継承する義務があり、そのためには、町民、事業者及び行政が一体となって、廃棄物の発生と排出を最初化する必要があります。

・家庭系一般廃棄物の発生抑制の推進

町民一人ひとりがごみの発生抑制につながるライフスタイルへの転換や地域活動を通じたりサイクル活動などへ参加することが必要である。

- ・事業系一般廃棄物の発生抑制の推進

ごみの発生抑制につながる事業スタイルへの転換を図るとともに、リサイクル活動を積極的に推進することが必要である。

②資源化率の向上

廃棄物の発生抑制を行ったにもかかわらず、止むを得ず排出されるものについては、資源化を効率的に推進していかなければならない。そのためには、排出される廃棄物のうち大部分を占める下記品目について、積極的に資源化のためのシステムを構築する必要がある。

- ・容器包装廃棄物

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)の施行をうけ、平成 21 年度に策定をした「早川町分別収集計画」に基づき、品目別に処理システム等を整備し、円滑に実施していく必要がある。

- ・家電製品

特定家庭用機器商品化法(家電リサイクル法)の施行に伴い、家庭から排出される使用済み家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)について、消費者から小売店、小売店から製造者というルートを円滑に機能させる必要がある。

- ・生ごみ

家庭用生ごみ処理機に対する助成金制度の普及に努め、促進を図るとともに、堆肥化等排出から農地還元までのトータルシステムについて検討を行う必要がある。

③収集・運搬

本町の収集運搬業務は、令和 2 年まで峡南衛生組合が行っていたが、令和 3 年から町が主導して行っている。集積所も各集落内に設置されていて、順調に稼働している。しかし、今後人口の減少と高齢化等により、ごみ集積所の配置や回収頻度等の検討が必要となる可能性がある。これらの状況に対して速やかに適切な対応を行う必要がある。

4 処理基本方針及び基本目標

循環型社会を実現するためには、ごみの不適正処理の防止や環境への影響の低減に配慮しながら、第一にごみの排出を抑制し(リデュース)、第二に再使用(リユース)、第三に再生利用(リサイクル)の順にできる限り循環的な利用を行い、それでもなお循環的に利用できないものについては、適切な中間処理及び最終処分を行っていく社会づくりが必要です。

本町では、この「3R(Reduce:リデュース、Reuse:リユース、Recycle:リサイクル)」を推進していきます。

また、ごみの排出抑制、循環的利用を促進するため、町民・事業者・行政が相互に連携し、積極的に取り組んでいきます。

本町では、基本目標の達成を目指し、以下の3つの基本方針を定め、循環型社会の実現のため、施策を展開していきます。

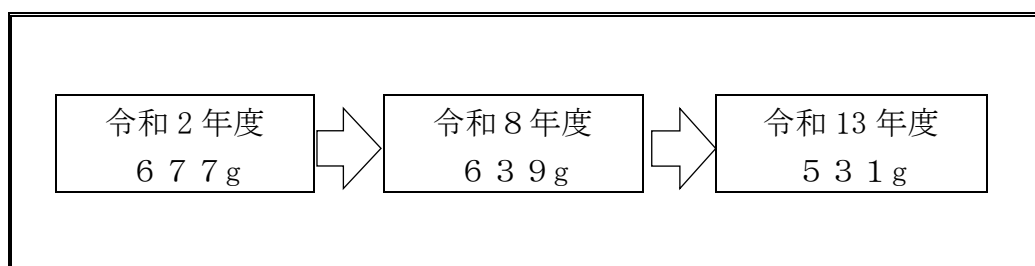
基本方針

- 1 ごみの発生を抑制し、快適でうるおいあるまちを目指します。
- 2 町民・事業者・行政が協働して取り組み、リサイクル運動の推進を図ります。
- 3 分別収集の意識の高揚を図り、再利用、リサイクルを基調とした循環型社会の構築を目指します。

上記の基本方針に基づき、循環型社会の実現に向けて、生活様式や経済活動の見直しを行い、ごみの発生抑制、再使用、再生利用(資源化)の促進に向け、①一人一日当たりのごみの排出量、②資源化率について、次のとおり数値目標を設定します。基本目標は、平成22年度を基準年度とし、平成33年度を目標年度として数値目標を設定します。

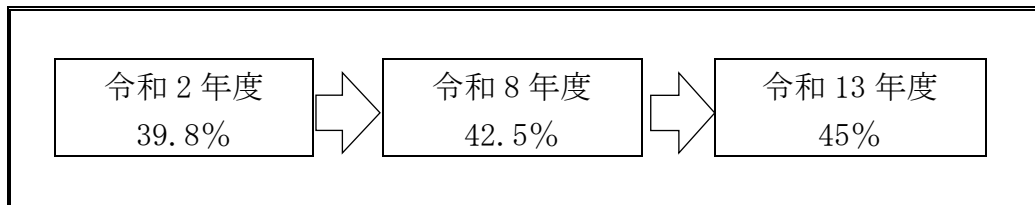
①一人一日当たりのごみの排出量の目標

目標年度である、令和13年度の一人一日当たりのごみ排出量を令和2年度の677g/人・日から削減し、531g/人・日を目指します。



②資源化率の目標

資源化率については、令和2年度実績が39.8%となっており、目標年度である、令和13年度には資源化率を向上させ45%を目指します。



5 町民・事業者・行政の役割

ごみの減量化を促進するためには、町民・事業者・行政の三者が、相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

町民・事業者・行政は、それぞれの役割を認識し、積極的な協働と参画により、目標の達成を目指していきます。

町民の役割	環境意識を高く持ち、自らがごみの排出者としての責任を自覚し、「3R」に重点を置いた環境に負荷の少ない生活様式への転換を目指すとともに、地域におけるごみの減量・資源化、環境美化活動の取り組みや分別収集に積極的に協力する等、自主的・主体的に取り組んでいきます。
事業者の役割	事業者としての社会的責任を認識し、「3R」に重点を置いた、環境に負荷の少ないビジネススタイルへの転換を目指すとともに、地域におけるごみの減量化、環境美化活動に積極的に協力していきます。 また、生産者が廃棄及びリサイクル段階まで責任を負うという考え方である拡大生産者責任の視点に立ち、製品の製造・加工・販売・廃棄等の各過程において、資源・エネルギーの消費節減に配慮し、製品の耐久性の向上、補修サービスの充実、回収・資源化システムの構築等に取り組んでいきます。

行政の役割	<p>町民・事業者によるごみの排出抑制、再利用、資源化に関する取り組みが、円滑に行われるように、普及啓発や情報提供を積極的に行い、町民・事業者の自主的・主体的な取り組みを支援していきます。</p> <p>また、さらにごみの減量・資源化を図るため、各種施策を展開していくほか、ごみの処理及び資源化にあたっては、適正かつ衛生的に、費用対効果も検討しながら効率的・効果的に行います。</p>
-------	--

6 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、今後も排出されるごみを生活環境の保全上、支障がないように中間処理施設等に搬入する必要があります。

①収集対象物

ごみの区分		対象物	最終リサイクル品
リ サ イ ク ル 品	可燃ごみ	台所ごみ・プラスチック製品 ・紙くず等	アークサンド(焼成砂) 雑草抑制
	ガラス・セトモノ類	ガラス・セトモノ類	路盤材
	缶類	スチール缶・アルミ缶 ・その他金物	アルミ原料・製鐵材料等
	ビン類	無色・茶色・その他色	ガラスビン原料・タイル
	ペットボトル	飲料水・醤油用・酒用等	繊維・結束バンド・ペットボトル
	プラスチック製容器	弁当の容器・ボトル類 (洗剤容器・シャンプー・リンス容器類) カップ 麺等	燃料・化学燃料
	紙製容器	紙製の袋・紙製の箱	トイレトーパー
	古紙類	段ボール・紙パック・新聞 ・雑誌	再生紙・段ボール等

②収集体制

収集回数については、現行のとおりとして、今後の社会情勢や生活様式等の変化に伴う著しい変動が生じた場合には随時見直しを行います。また、峡南衛生組合における処理方式に合わせて分別収集品目の変更が生じた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

収集方式については、現行のとおり町内の各ごみステーションから峡南衛生組合が収集運搬を行います。また収集効率や収集経費等を勘案し、必要に応じて見直しを行います。

7 中間処理及び最終処分計画

ごみの中間処理については、今後も峡南衛生組合で現行のとおり処理を行います。最終処分計画については、最終処分場を有していないため、民間へ委託し最終処分を行います。

本町としては、中間処理施設及び最終処分場への負担を軽減するためにごみの排出抑制(減量化)等を推進していきます。

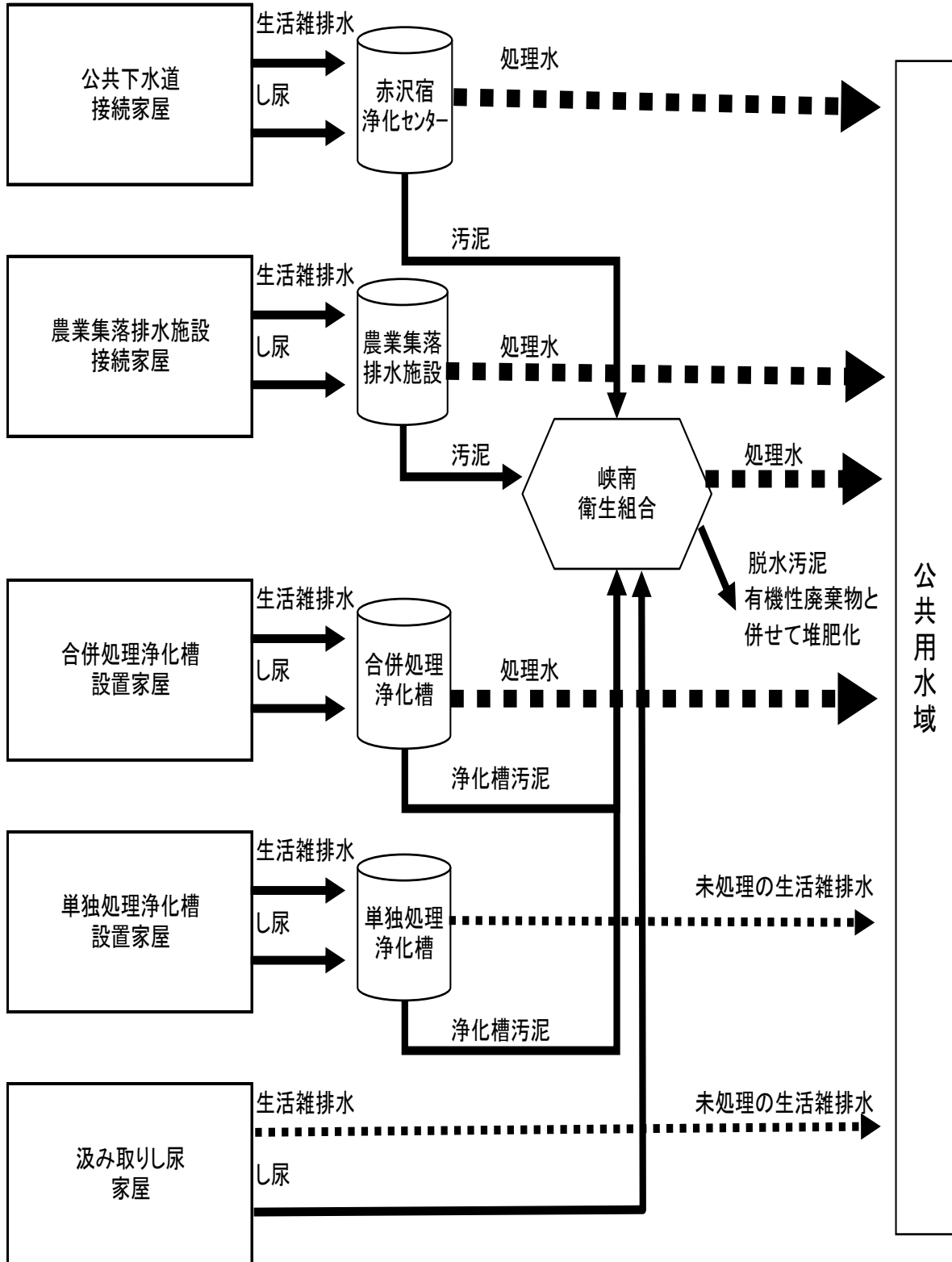
8 災害ごみ対策

風水害や地震等の災害が発生した場合、壊れた家屋や家財、食材等が大量に発生することが考えられます。このため、一時的にごみ処理施設の処理能力を超えることが考えられる他、ごみ処理施設そのものが災害に遭い、通常のごみ処理が行われない場合もあります。このような事態に備え「早川町地域防災計画」に基づき、県や峡南衛生組合と災害時の協力体制や役割分担等について検討を進めます。

Ⅲ 生活排水処理基本計画

1 生活排水処理体系

本町の生活排水処理体系を以下に示します。



2 生活排水の処理形態別人口の推移

本町の生活排水処理形態別人口の推移を以下に示します。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
1. 行政区域内人口	1,273人	1,235人	1,199人	1,163人	1,115人	1,103人	1,076人	1,043人	1,017人	979人
2. 水洗化・生活排水処理人口	585人	595人	606人	618人	630人	637人	637人	648人	662人	666人
①合併処理浄化槽	465人	477人	488人	500人	512人	520人	530人	538人	548人	552人
②公共下水道	60人	58人	58人	57人	57人	56人	49人	50人	51人	51人
③農業集落排水施設	60人	60人	60人	61人	61人	61人	58人	60人	63人	63人
3. 水洗化・生活排水未処理人	249人	239人	237人	234人	230人	224人	220人	218人	210人	188人
4. 非水洗化人口	439人	401人	356人	311人	255人	242人	219人	177人	145人	125人
生活排水処理率	46.0%	48.2%	50.5%	53.1%	56.5%	57.8%	59.2%	62.1%	65.1%	68.0%

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
1. 行政区域内人口	960人	945人	930人	915人	900人	880人	870人	855人	840人	825人
2. 水洗化・生活排水処理人口	665人	670人	675人	675人	680人	685人	690人	695人	700人	705人
①合併処理浄化槽	555人	560人	565人	570人	575人	580人	585人	590人	595人	600人
②公共下水道	47人	47人	47人	45人	45人	45人	45人	45人	45人	45人
③農業集落排水施設	63人	63人	63人	60人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
3. 水洗化・生活排水未処理人	185人	175人	165人	155人	145人	135人	125人	115人	105人	95人
4. 非水洗化人口	110人	100人	90人	80人	70人	60人	50人	40人	30人	20人
生活排水処理率	69.3%	70.9%	72.6%	73.8%	75.6%	77.8%	79.3%	81.3%	83.3%	85.5%

3. 生活排水処理施設の状況

本町の生活排水施設の状況を以下に示します。

①公共下水道施設の整備状況

本町の公共下水道施設については、赤沢集落において昭和63年度から平成元年度の国庫補助事業として整備され、平成2年度から共用を始めている。

②農業集落排水施設整備状況

本町の農業集落排水施設については、農業振興地域である薬袋集落において平成元年度から平成3年度事業として整備され、平成5年度から共用を始めている。

(生活排水処理施設の整備状況)

事業主体	処理施設	処理区	区域	計画人口	水洗化人口 実績(R2.3.31)
早川町	公共下水道	赤沢	3ha	1,020人	51人
	農業集落排水施設	葉袋	8ha	150人	63人

(浄化槽設置実績及び設置基数推計)

種別	年度							
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
単独処理浄化槽	137基	136基	135基	134基	133基	132基	130基	128基
合併処理浄化槽	250基	256基	262基	268基	261基	276基	277基	279基
合計	387基	392基	397基	402基	394基	408基	407基	407基

種別	年度									
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
単独処理浄化槽	126基	124基	122基	120基	118基	116基	114基	112基	110基	108基
合併処理浄化槽	281基	282基	283基	284基	285基	286基	288基	290基	291基	292基
合計	407基	406基	405基	404基	403基	402基	402基	402基	401基	400基

4. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

本町のし尿処理は、浄化槽設置者に対して補助金制度を設けて積極的に推進しているところです。しかし依然として自家処理(農地還元)されることが大半である。

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、許可業者が実施している。また、本町のし尿及び浄化槽汚泥の委託処理については、全量を峡南衛生組合で処理している。

(し尿処理状況の実績及び推計)

種別 \ 年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
浄化槽汚泥	720.0kℓ	723.0kℓ	725.0kℓ	761.0kℓ	729.0kℓ	761.0kℓ	751.0kℓ	763.0kℓ
汲み取りし尿	108.0kℓ	107.0kℓ	105.0kℓ	95.0kℓ	117.0kℓ	97.0kℓ	99.0kℓ	93.0kℓ
合 計	828.0kℓ	830.0kℓ	830.0kℓ	856.0kℓ	846.0kℓ	858.0kℓ	850.0kℓ	856.0kℓ

種別 \ 年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
浄化槽汚泥	766.0kℓ	769.0kℓ	772.0kℓ	775.0kℓ	778.0kℓ	781.0kℓ	784.0kℓ	787.0kℓ	790.0kℓ	793.0kℓ
汲み取りし尿	91.0kℓ	89.0kℓ	87.0kℓ	85.0kℓ	83.0kℓ	81.0kℓ	79.0kℓ	77.0kℓ	75.0kℓ	73.0kℓ
合 計	857.0kℓ	858.0kℓ	859.0kℓ	860.0kℓ	861.0kℓ	862.0kℓ	863.0kℓ	864.0kℓ	865.0kℓ	866.0kℓ

5. 基本方針

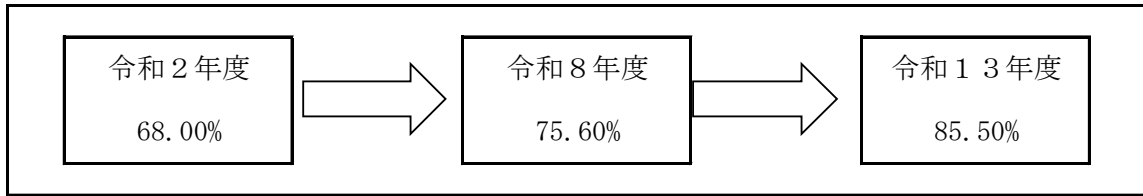
本町では、新長期計画を策定し将来像のテーマ「早川の自然と生活環境の創出」を基本構想に掲げ、推進に取り組んでいるところです。

早川の水量確保と水質保全を図り、親しみやすい清流を取り戻し、貴重な動植物の保護をはじめ、森林の乱開発防止など自然環境の保全とともにゴミの減量と資源化、水処理、公害防止などの施策を通じて資源の有効かつ持続的活用を実現する循環型社会の構築を進めていきます。

6. 基本目標

本町の公共下水道や農業集落排水施設等によるし尿及び生活排水の処理率は、令和2年度実績で68.0%となっています。

中間年度の令和8年度には75.6%以上、目標年度の令和13年度には85.5%以上の達成を目標とし、最終的には生活排水処理率100%を目指します。



7. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理計画を以下に示します。

○収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制については、現行において十分な行政サービスを提供する体制が整っていることから、今後も現行と同じく許可業者が収集・運搬を行うこととし、許可の際には適正な審査を実施していく。社会情勢や処理体制等の大幅な変更が生じた際には必要に応じた見直しを行うこととします。

○処理体制

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理及び最終処分は、今後も峡南衛生組合により行うこととし、本町は峡南衛生組合の処理計画に協力するものとする。

○処理場整備

未処理の生活排水が河川に流入することを防ぐため、公共下水道認可区域においては、計画的な整備を進めるとともに、それ以外の農業集落排水事業区域を除く地域については、合併処理浄化槽設置の補助を行うなどして、設置整備を図るものとする。

○水質汚濁防止対策

下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽のいずれにおいても設備への負担を軽減することは、水質汚濁防止対策として、重要であることから町民、事業者に対して流してはいけないものやメンテナンスの方法など様々な情報を提供して、水質汚濁防止に努めることとします。